（注３）　役職員における（　）は非常勤役職員であり、外数で記載しております。
（注４）　千円未満の端数は切り捨てて記載しております。
（注５）　役職員に対する給与の支給人員数は、年間平均支給人数で記載しております。

10．上記以外の主な資産及び負債の明細

⑴　資産の部

①　現金及び預金　（単位：円）

種別	期末残高	摘要
預金		
特別貯金	29,958,707,577,102	㈱
普通預金	23,355,720	
振替貯金口座	858,336,542	
計	29,959,589,269,364	

㈱　特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。

②　預託金　（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
預託金	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	
計	104,224,181,468	0	25,347,104,524	78,877,076,944	

㈱　株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

⑵　負債の部

①　通常郵便貯金及び定額郵便貯金　（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	5,335,463,550,767	0	876,687,800,185	4,458,775,750,582	
定額郵便貯金	29,799,818,524,250	0	4,302,751,206,380	25,497,067,317,870	
計	35,135,282,075,017	0	5,179,439,006,565	29,955,843,068,452	

㈱　増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

②　支払備金　（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
支払備金	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	
計	62,822,148,076	0	16,826,170,781	45,995,977,295	

㈱　計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「Ⅰ　重要な会計方針」に記載しております。

11．区分経理に関する書類

⑴　各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

＜各勘定の経理の対象＞

郵便貯金勘定

郵便貯金勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第５条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第７条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第６条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第６条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務

イ　株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第39条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

ウ　沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

エ　整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成２年法律第72号）の規定による寄附金の処理に関する業務

オ　整備法附則第６条第２項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

カ　上記ア、イ、ウ、エの業務に附帯する業務

簡易生命保険勘定

簡易生命保険勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　整備法附則第16条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務

イ　整備法附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による旧簡易生命保険法第88条の規定による地方公共団体に対する貸付けに係る業務及び整備法附則第18条第２項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

ウ　整備法附則第47条の規定による旧日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第５条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第３条第１項第５号及び同条同項第10号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

エ　上記アの業務に附帯する業務

＜勘定相互間の関係＞

郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定は、各々固有の業務を行っているため、勘定相互間の取引はありません。